

世界の成長を取り込むための
外国人留学生の受入れ戦略
(報告書)

戦略的な留学生交流の推進に関する検討会

平成 25 年 12 月 18 日

目 次

	ページ
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1. 基本的考え方	
(1) 外国人留学生の受入れの意義	2
(2) 世界的な人材獲得競争の激化	2
(3) 今後の外国人留学生の受入れの在り方	2
2. 戦略策定に当たっての主な視点	
(1) 外国人留学生の受入れ拡大	3
(2) 政府関係機関等における取組との連携	4
(3) 目的に合わせた戦略の策定	4
(4) これまで国費を投じて育成した外国人留学生との連携	4
3. 戦略の在り方	
(1) 外国人留学生受入れ施策の成果が期待できる分野	5
① 工学	5
② 医療	6
③ 社会科学（法制度）	6
④ 農学	7
(2) 世界の経済動向	7
(3) 地域の特性・情勢と今後の対応方針等	8
① 東南アジア（ASEAN）	8
② ロシア及び CIS 諸国	10
③ アフリカ	11
④ 中東	13
⑤ 南西アジア	15
⑥ 東アジア	16

⑦ 南米	17
⑧ 米国	17
⑨ 中東欧	18
4. 戦略を実現するための具体的な方策	
(1) 戦略的な外国人留学生の受入れ	19
(2) 奨学金の充実と運用改善（戦略枠の設定等）	20
(3) 外国語で単位や学位が取得できる環境の整備促進	20
(4) 地域と連携した外国人留学生の生活支援	21
(5) 我が国で学修した外国人留学生への対応	21
おわりに	23
(参考)	
戦略的な留学生交流の推進に関する検討会の開催について	24
戦略的な留学生交流の推進に関する検討会 構成員	25
本検討会の開催実績	26

はじめに

我が国における留学生政策は、「留学生受入れ 10 万人計画」が策定された昭和 58 年以来、途上国の人材育成への貢献及び国際友好関係の強化を主な目的として、受入れ人数を拡大する方向で実施されてきた。平成 15 年には当初の目標である 10 万人の受入れを達成し、平成 20 年には「留学生 30 万人計画」が策定されるなど新たな段階を迎えた。この間、受入れを推進するための様々な施策が講じられ、留学生数は、平成 23 年の東日本大震災以降やや減少したものの、ここ数年は 14 万人前後で推移している。

グローバル化が加速する昨今において、国内のグローバル人材を育成することが急務になった一方で、世界規模で、優秀な外国人留学生の獲得をめぐってしのぎを削る状況が生まれており、本年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」及び「第 2 期教育振興基本計画」においては、平成 32 年（2020 年）に「留学生 30 万人計画」の実現を目指すとともに戦略的な外国人留学生の確保を推進することが明記された。今後、我が国における外国人留学生の受入れ政策を考えるに当たっては、このような状況も踏まえ、従前から重視してきた教育・研究面における役割、外交や安全保障における役割に加えて、我が国の経済的な発展に係る役割を考慮する必要がある。

また、留学生政策の役割の拡大に対応し、今後の我が国の外国人留学生の受入れ政策を効果的に実施し、国際的に評価の高い分野を積極的に世界へ発信して我が国の大学等への留学を一層奨励・促進させるため、重点を置くべき分野や地域について具体的な戦略を練る必要がある。

本検討会では、このような視点から政府関係機関や分野ごとの専門家からヒアリングを行い、受け入れた留学生の特色や帰国後の我が国との関わり、その後の国際交流への反映状況を踏まえつつ、以前から実施されてきた政府開発援助（ODA）としての受入れ政策だけではなく、「我が国にいかにか成長をもたらすか」という従来の ODA の概念から脱却した考え方も視野に入れ検討を進めた。

このため、本報告書を取りまとめるに当たっては、世界各国から様々な分野において優秀な外国人留学生を受け入れていくことの重要性を念頭に置きつつ、経済面や政府関係機関等の取組との連携等においてどうあるべきかについて特に焦点を当て、重点を置くべき分野や地域を設定し、それぞれの地域における具体的な対応方針を検討した。

本報告書が政府の施策において生かされるだけでなく、大学等の高等教育機関における取組にも主体的に活用され、また、産業界とも本報告書の考え方が共有され、我が国全体として、効果的な外国人留学生の受入れが実行されることを期待する。

1. 基本的考え方

(1) 外国人留学生の受入れの意義

外国人留学生の受入れは、諸外国の人材育成や科学技術・学術の振興等に大きく寄与するとともに、我が国の大学等の国際化を促し、教育・研究力を向上させ、我が国の学術・文化を世界に広めることといった教育・研究面において重要な役割を果たしている。

また、外国人留学生の受入れは、諸外国との国際交流を図り、相互理解と友好親善を増進させる役割を果たしている。我が国で学んだ帰国留学生が我が国との人的ネットワークを形成し、相互の政治、経済、学術、文化、スポーツに関する友好関係の強化・発展の架け橋となり、ひいては、我が国の安全保障につながるという外交上も大きな意義を有している。これに加えて、こうした人材育成や諸外国との友好関係の構築を基礎として、外国人留学生の受入れは、我が国の企業の世界進出や貿易の促進等、我が国の経済発展にも大きく貢献している。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に我が国のスポーツや文化等、様々な魅力を積極的に海外へ発信する上での外国人留学生の果たす役割も重要である。

(2) 世界的な人材獲得競争の激化

社会や経済のグローバル化が進展する中、世界をまたいだし烈な人材獲得競争が展開されており、優秀な研究者や技術者のみならず、留学生も重要な対象の一つとして、各国がその確保にしのぎを削っている¹。近年、アジアを中心として諸外国が急速に成長している中で、日本企業の世界進出もアジアを中心に加速しており²、こうした国々との関係はますます重要になっている。

(3) 今後の外国人留学生の受入れの在り方

前述の外国人留学生の受入れの意義を踏まえ、従来、質の高い教育・研究交流の促進といった教育・研究的側面、幅広い国との人的交流を図り、友好関係を構築するといった外交的側面を中心に諸施策を実施してきた。

これまで、こうした教育・研究的側面、外交的側面からの諸施策により、中国、韓国や台湾をはじめとするアジアを中心に、多くの国・地域からの受入れ実績と成果を上げており、これら諸外国・地域の人材育成やパートナーシップの構築等は継続して取り組んでいく必要がある。

さらに、これらに加えて、今まで取組がぜい弱であった点の強化として、留学生政策を取り巻く世界的潮流に対応し、優秀な外国人留学生を積極的に受け

¹ 中国においては2020年までに50万人という外国人留学生の受入れ目標を設定し、世界各地に690余の孔子学院・課堂を設立し、中国語の普及を図っている。また、韓国においては2020年までに20万人という外国人学生の受入れ目標を設定している。このほか、英国においては、ブリティッシュ・カウンシルが世界100以上の国と地域で190以上のオフィスを展開している。オーストラリアにおいては、International Development Program (idp) が高等教育の輸出及び留学生獲得のための海外事務所を世界60か所に設置している。

² 日本企業の海外現地法人企業数は、平成13年から平成22年の間に、アジア：6,345社→11,497社、米国：2,596社→2,860社、欧州：2,147社→2,536社、中南米：738→972社に増加している。(経済産業省「グローバル人材育成に関するアンケート調査」(平成22年3月))

入れることによって、諸外国の成長を我が国に取り込み、我が国の発展につなげるとともに、諸外国の人的インフラの整備を通じた社会的基盤整備等の国際貢献に結びつけていく必要があり、これを実現するための戦略を策定することが不可欠である。

「日本再興戦略」においては、優秀な外国人留学生獲得のための海外の重点地域を設定することが掲げられた。具体的には、我が国の発展に特に寄与すると考えられる地域や国、及び当該地域等との関係を構築する分野を設定し、機動的・戦略的な外国人留学生の受入れを実施する。

文部科学省としては、上記の考え方を踏まえ、留学生の受入れ、特に国費外国人留学生について、戦略的な配置をより強化していくこと等、戦略を実現するための具体的な方策を実施していくとともに、留学生個人への経済的支援のみならず、現在概算要求中の「スーパーグローバル大学事業」や「大学の世界展開力強化事業」等による大学の国際化を徹底して進めていくことで、総合的に外国人留学生の受入れ倍増に向け取り組んでいく必要がある。大学や関係省庁、経済団体等の関係者とこの考え方を共有し、社会全体で連携した取組を促進する。

2. 戦略策定に当たっての主な視点

(1) 外国人留学生の受入れ拡大

外国人留学生は、諸外国との信頼関係を構築する教育上、外交上の礎である。重点地域等に焦点を当てた戦略的な取組を強化するためには、今まで実施してきた施策だけでは十分とは言えない。新たに今回、外国人留学生の受入れに関する戦略を検討するに当たっては、「日本再興戦略」及び「第2期教育振興基本計画」において、「留学生30万人計画」の実現を目指すとともに戦略的な外国人留学生の確保を推進することが明記されたことも踏まえ、「留学生30万人計画」の実現に向け、国費外国人留学生制度をはじめとする外国人留学生の受入れに関する諸施策を拡大・強化することを前提に検討を進める必要がある。

外国人留学生の受入れ数は、平成24年5月1日現在で13万7,756人である。このうち、国費外国人留学生制度により受け入れている留学生は8,588人であり、また、1万2,155人、文部科学省外国人留学生学習奨励費を給付している。両制度により支援を受け、我が国で学修する外国人留学生は、我が国における外国人留学生全体の約15%であり、大半は私費で我が国に留学している状況にある。

今後、優秀な外国人留学生の受入数を更に増やすためには、我が国への留学によって留学生が求めるものが得られるような魅力ある環境をつくっていくことが必要である。具体的には、我が国の質の高い教育・研究を享受し、帰国後の自らのキャリアパスにつなげることで、又は日本企業に就職すること³といった外国人留学生が日本留学に求める目的を実現できるような支援を行うことが重

³ 外国人留学生の就職状況については、52.2%の留学生が我が国における就職を希望している一方、我が国において就職している割合は22.2%である。（日本学生支援機構「私費外国人留学生生活実態調査」（平成23年度）等）

要である。

また、ブラジルの「国境なき科学」計画に基づく、留学生 10 万人の送り出しや豪州の新コロポプラン等の外国政府奨学金による我が国への留学拡充の動きを歓迎し、政府として積極的に連携した受入れ体制を整えることも重要である。

（２） 政府関係機関等における取組との連携

重点地域等を検討するに当たっては、政府としての各種方針やそれを受けた関係省庁及び関係機関における諸施策と留学生政策との連携を強化する必要がある。例えば、ODA によるインフラ整備がなされた後、そのインフラを活用する人材を合わせて育成することによって、継続的な支援が可能となる。

（３） 目的に合わせた戦略の策定

重点地域等の設定に当たっては、当該重点地域からの外国人留学生の受入れの目的に合わせた戦略を策定する必要がある。例えば、海外市場拡大を目的とした場合には、進出した日本企業の工場を支える工場長レベルの人材を育成する戦略が必要であり、イノベーションの誘引を目的とする場合には世界トップレベルの科学者の育成が必要となる。このため、戦略の検討に当たっては、地域ごとの重点の置き方と大学院、学部、高等専門学校、専修学校といった受入れ時の学校種についても考慮する必要がある。

（４） これまで国費を投じて育成した外国人留学生との連携

外国人留学生の受入れを増やすに当たっては、今後、長期的に我が国の成長につなげるために留学生をどのように受け入れていくかという視点とともに、これまで国費を投じて育成した外国人留学生とどのように連携するかという視点を持って取り組む必要がある。これまでに国費によって受け入れてきた外国人留学生については、外務省等の関係省庁や経済団体等と連携し、各国に存在する帰国留学生会との関係を強化し、各国において有力者となった人物の把握等のフォローアップを実施する必要がある。また、把握した情報を関係省庁と共有し、教育・研究、外交、経済スポーツ、文化等、様々な場面において、その人的つながりを活用していく必要がある。

3. 戦略の在り方

戦略を策定するに当たっては、当面は工学、医療、社会科学（法制度）、農学といった我が国が貢献できる分野を特定するとともに、資源、エネルギー、食料の確保や経済的つながりといった我が国の存立に関わる観点から、それぞれの地域や国の特性及びこれらを踏まえた政府方針や我が国の関係機関における取組等と外国人留学生受入れ施策の特質とを考慮し、重点的に施策を実施することが効果的である地域や国を設定し、海外拠点の整備等に取り組む必要がある。

近年、中国における外国人留学生の受入数が飛躍的に増大しており、我が国が後れをとっているという感は否めない。また、全体の留学生受入数が我が国の半分程度である韓国においても、このあとで重点地域として掲げるインド、ロシア及びアフリカ諸国からの留学生受入数は、既に我が国と同程度となっている（表1）。今後、我が国において重点地域等からの留学生受入れの方針を立てるに当たっては、こうした状況も踏まえた検討が求められる。

(単位:人)

	日本	中国	韓国
インド	541	10,237	548
ロシア	333	14,971	307
タイ	2,167	16,675	245
アフリカ諸国	1,106	27,052	979
全体	137,756	328,330	60,587

(出典) 日本学生支援機構、中国教育部、韓国教育開発院の各調査による

表1. 日・中・韓における留学生の受入れ状況

なお、平成25年9月7日にブエノスアイレスで開催された国際オリンピック委員会（IOC）総会において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定された。また、安倍総理は、スポーツを通じた国際貢献策「スポーツ・フォー・トゥモロー」イニシアティブを開始することを国際公約⁴として掲げた。

今後、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けては、スポーツ分野の外国人留学生の受入れを積極的に進め、スポーツ界の国際的なリーダー人材を我が国で育成することが極めて重要である。こうした取組は、我が国への経済的な寄与や幅広い人的ネットワーク構築に資する等の効果が期待できるため、次に掲げる4分野と同様に取り組む必要がある。

(1) 外国人留学生受入れ施策の成果が期待できる分野

我が国が貢献できる分野であり、外国人留学生受入れ施策の実施が効果的であると考えられる分野を以下のとおり整理する。

① 工学

我が国は、工学分野において世界的に高い評価を得ている。工学は電気、資源、エネルギー、建築等の開発分野から防災、環境保全まで幅広く貢献できる基礎的な分野であり、多岐にわたり諸外国との関係を発展させることができる分野である。

現状においても、アジアを中心として我が国の大学と諸外国の大学との交流は盛んである。例えば、ASEAN 工学系高等教育ネットワークプロジェクト（AUN/SEED-Net）においては、ASEAN 域内の中核大学と我が国

⁴ 安倍総理の公約として「我が国が2020年までに世界100か国以上、1,000万人の人々にオリンピズムの普及とスポーツの振興を行っていく」が掲げられた。

の大学がネットワークを構築し、工学系の人材育成や日 ASEAN の共同研究の推進、ASEAN 域内の大学の強化等に大きな成果を上げている。

このほか、ペルーでは、地震・防災研究分野において、我が国からの帰国留学生が、母国における研究コミュニティの形成や当該分野の研究水準向上に貢献するとともに、現地における有為な人材を育成するという好循環を生み出している。

今後は、これまでに構築された成果を活用するとともに、工学の様々な分野における応用を視野に入れた多様な人材育成、諸外国との共同研究等を推進することが望まれる。

② 医療

我が国の医療技術は、世界的に極めて高い評価を得ている。一方で、医療系の国費外国人留学生数は、平成 14 年は国費外国人留学生総数 9,009 人中 855 人(9.5%)であったが、平成 19 年は同 1 万 20 人中 811 人(8.1%)、平成 24 年には同 8,588 人中 610 人(7.1%)と減少傾向にある。また、医療系免許については、我が国と相手国との間の互惠関係を構築することが課題である。

医療分野において外国人留学生を受け入れることによって、医師の育成による諸外国の医療水準の向上に貢献するとともに、我が国の医療機器・医療サービス(検査診断・治療・予防・リハビリテーション及び医療機器・医用材料のパッケージ)の海外進出にもつながるものである。また、ODA により設立された病院における我が国の継続的な運営に寄与するものである。

このように、医療分野における外国人留学生の受入れは、医療分野の国際貢献とともに、世界における市場拡大や単なるインフラ整備に終わらない我が国の継続的な支援方策につながるものである。

③ 社会科学(法制度)

法制度は、国家社会の基盤を形成するものであり、社会科学による法制度の研究は、我が国の企業が海外に進出する際に、経済や政治と並び、大きな影響を与える分野である。特に民法、商法、会社法、金融取引、知的財産に関する法律等、諸外国の社会基盤を形成する分野を中心に、我が国の法制度やその背景にある哲学を学んだ外国人留学生が母国の法制度設計や国際的なルール作りに関する交渉の場で活躍することは、外国人留学生の母国への貢献のみならず我が国にとっても大きな利益をもたらすものと考えられる。

すなわち、我が国で法制度をはじめとする社会科学分野の学問を学んだ留学生は、我が国の社会システムの重要な理解者であり、例えば、国際交渉において諸外国の法制度が競合する場合において、我が国の法制度を理解している者が諸外国に存在することは、交渉上非合理的な不利益を我が国が被る可能性を低減しうる。特に、世界的に影響力の大きい米国の法制度と異なる考え方を有する国がアジア、欧州に多く、これらの地域の考え方

は比較的我が国の法制度の考え方になじみやすいことから、こうした地域の外国人留学生を通じて我が国の法制度についての理解を浸透させることは、独占禁止法や金融、国際会計基準等の国際的な枠組み形成、我が国の企業の海外展開、国際的取引においても多大な効果を有する取組である。

④ 農学

農学は、安定した生活を築く上で基本となるのみならず極めて応用範囲の広い学問である。また、集約的で生産物の付加価値を高めることを目指す我が国の農水産業は、世界の中でも高い評価を得ている。その範囲は、農業工学（バイオテクノロジー等）、農業経済学、水産学、畜産学、獣医学等、非常に幅が広い。

こうした中、従来の生産の効率化はもちろんのこと、植物や家畜の改良による食料の増産、バイオマスの利用による再生産可能な資源エネルギーの開発等、様々な面において我が国だけでなく、世界の発展に寄与する分野である。我が国において農学を学んだ外国人留学生が、母国において農水産業や農水インフラ整備に携わることは、母国の生活の安定をもたらす観点、我が国の食料安全保障の観点から極めて重要である。

(2) 世界の経済動向

世界の GDP の推移については、今後、中国、ASEAN、インド、中東、中南米、アフリカ等の新興国の伸びが予測されており、これらの国・地域は、将来における新たな市場となることが期待される。また、今後の実質 GDP 成長率は、アジアに次いでサブサハラ・アフリカが高くなると予測されている。富裕層、中間層についても、中東、インド、ロシア等で急速に増加することが予測されている。

我が国の輸出額は、平成 12 年から平成 24 年までの間に、対欧米が減少し対新興国が増加している。特に対中国、対 ASEAN の増加が大きい（図 1）。

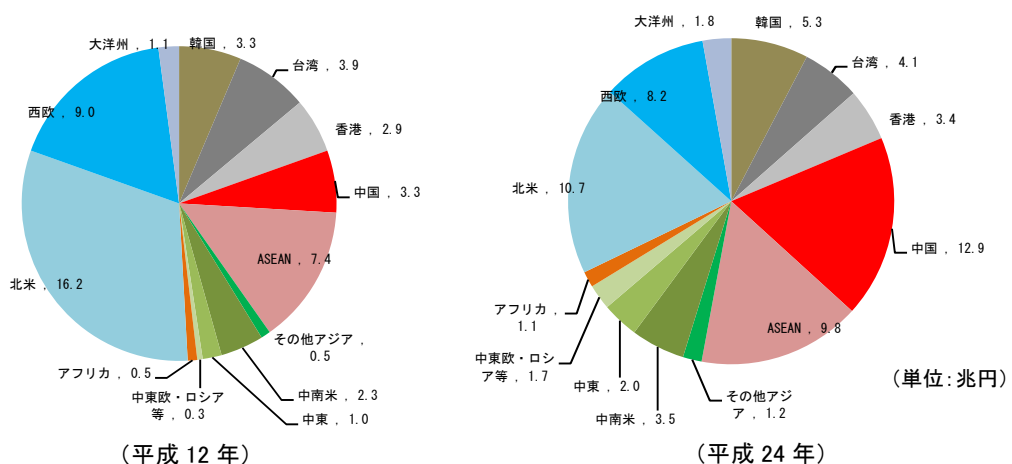
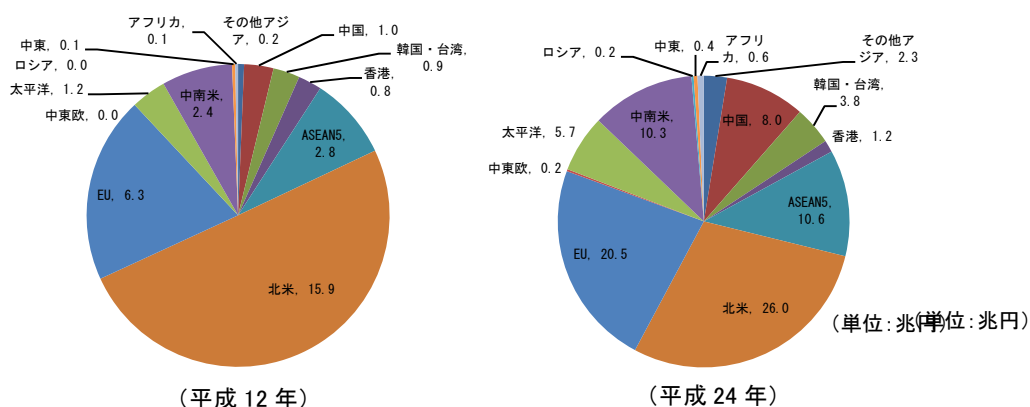


図 1. 我が国企業の輸出先地域の推移

(出典)財務省貿易統計より作成

我が国の投資先の比重は、平成 12 年から平成 24 年の間に、欧米で減少し、新興国で増加している。特に東アジア、ASEAN の増加が大きい（図 2）。



(出典)財務省・日本銀行「国際収支統計」より作成

図2. 我が国企業の投資先地域の推移

過去10年間（平成14年から平成23年）の世界全体の年平均実質GDP成長率は、3.8%であり、地域的には中国、インド、ASEAN諸国を含む新興アジア（8.8%）、サブサハラ・アフリカ（5.8%）、中東・北アフリカ（5.6%）、の成長率が高い⁵。

ODAに関しては、平成23年の支出総額で、アジアが77.5億ドル、サブサハラ・アフリカが31.8億ドル、中東・北アフリカが18.6億ドル、中南米が8.4億ドル、欧州が2.5億ドル、太平洋が1.8億ドルとなっている⁶。

（3）地域の特性・情勢と今後の対応方針等

資源やエネルギー、環境等の各国の情勢と政府方針、関係機関における取組をもとに、世界の成長を取り込むために留学生を受け入れるべき重点地域を以下のように定める。併せて、それぞれの地域から優秀な外国人留学生の受入れを促進するために、我が国政府、関係機関及び大学等に求められる対応方針を示す。

なお、本報告書は、すべての分野や地域について対応方針を示すものとはなっていないが、本報告書に記載がないことをもって当該地域には取り組まないということを意味するものではないことに御留意願いたい。

① 東南アジア（ASEAN）

【情勢】

- ・ 我が国の産業の進出促進のためのインフラ整備、法整備、医療支援、知的財産制度基盤整備への支援、サイバーセキュリティ環境整備等を行っている。
- ・ 既に進出している日本企業の競争力強化とともに、サービス業といった製造業以外の産業の市場獲得、中小企業の進出を進めている。
- ・ 我が国においては、サプライチェーン（供給ライン）を強化し、日

⁵ 出典：World Economic Outlook 2013 APRIL(IMF)

⁶ 東欧・ODA卒業国の実績を含む。また、ここに示した額以外に、ODAとして各地域にまたがる調査団派遣、行政経費、開発啓発費等地域分類が不可能なものがある。

本企業の生産体制を強化するため、工業団地や首都圏開発等を推進しており、例えば、ミャンマーにおけるティワラ経済特区開発（日系製造拠点の面的整備）、インドネシアにおけるMPA（ジャカルタ首都圏投資促進特別地域）、MP3EI（経済開発迅速化・拡大マスタープラン）等のプロジェクトの支援を行っている。また、ベトナムに対し、メコン地域における産業育成支援及び工業化戦略への協力を行っている。

- ・ 自動車、家電等の販売向上に向けた販売金融システム整備のための法制度整備支援等を行っている。
- ・ ASEANは、都市部を中心に医療体制は整備されつつあり、今後、生活習慣病対策や予防対策に係る市場の拡大が期待される。
- ・ ナノテク・材料、バイオマス・植物科学、感染症等アジア共通の課題を抱える分野において、ASEAN諸国を中心とする東アジアサミット参加国を対象とした共同研究が実施されている。
- ・ ASEANは、我が国が独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて多額のODA支援を行っている地域であるが、その中でもフィリピン海峡やマラッカ海峡などを含むシーレーンの安全確保や、物流等の発展を視野に入れたベトナムからミャンマー、インド洋へ抜ける東西回廊道路の整備、「ASEAN防災ネットワーク構築構想」を通じた防災能力強化に重点的な支援を行っている。
- ・ ミャンマーは、民主化が進む一方、社会的基盤が未成熟であり、今後様々な支援を必要としている。その他、医療や法制度等、様々な分野において我が国の「土俵」を設定することができる可能性がある。
- ・ 特に、ミャンマーにおいては、深刻な電力不足を解消するため、平成42年までのミャンマー全土における電力開発の基本計画を我が国が立案し、ODAを実施することになっている。
- ・ また、ミャンマーにおいては、幼児死亡率や妊産婦死亡率の高さ、平均寿命の短さ、マラリア死亡者の多さから保健衛生状態の改善や上下水道の整備とともに、医療関係者の人材育成が急務となっている。
- ・ 平成25年6月現在、インドネシアでは7名（内閣官房長官、国会議員等）、ミャンマーでは3名（教育大臣、科学技術大臣、国家計画・経済開発大臣）の国政関係者が帰国留学生である。

〔対応方針〕

ASEANは我が国との人的交流が最も活発な地域であるとともに、将来的にも、日系企業の進出も盛んになる地域であることから、各国の状況を考慮しつつ、教育の質を確保する仕組みを構築し、量的な拡大を図る。

- ・ ASEANにおいては、ASEAN防災ネットワーク構想の実現等に必要

な工学分野の発展に資するべく、当該分野の留学生の受入れに取り組む。

- ・ 都市部においては、社会インフラの整備や病院の建設が進み、疾病予防等の医療分野の重要性が高まっていることを受け、地域ごとの状況に応じた医療に対応できる人材を育成するため、当該分野における留学生の受入れに積極的に取り組む。
- ・ ミャンマーについては、日本式の「土俵」を構築する観点から、社会基盤の整備を支援するに当たり必要となる人材を我が国で育成し、日本留学を促進する拠点を整備する必要がある。
- ・ 文部科学省が実施する「大学の世界展開力強化事業」等と奨学金との連携を図ること等により、ASEAN等と我が国の大学との国際交流プラットフォームを構築し、教育の質を確保しつつ、効果的な留学生の受入れの拡大を図る。
- ・ 現地における高等学校卒業までの修業年限が12年未満である国⁷がある。こうした国から我が国への留学に当たっては、1年程度の準備教育が必要となり、留学を希望する者にとって障害となる可能性がある。このため、十分な学力及び語学力等を有すると認められる者に対しては、我が国の大学等における飛び入学制度の活用を促進し、こうした国からの受入れを促進させる必要がある。
- ・ その他、上記の情勢に記載した内容を踏まえつつ、本地域との関係を構築するに当たり効果的な留学生の受入れを促進する。

② ロシア及びC I S諸国

〔情勢〕

- ・ 北方領土問題があるものの、豊富な資源を有する等、ロシアとの関係発展は、我が国の国益の観点から非常に重要である。
- ・ 平成25年4月の安倍総理訪露以降、半年の間に4回にわたり首脳会談が行われるなど、緊密に首脳間の政治対話が進んできている。また、同年11月には初の日露・外務防衛閣僚協議（「2+2」）を開催し、あらゆる分野における協力の進展を目指している。
- ・ ロシアでは、富裕層や中間層が育ってきており、市場規模も拡大しつつあり、日本企業の進出が拡大しているが、ビジネス環境の問題が日本企業の活動にとっても制約要因となっている。
- ・ シベリア、極東における天然ガスの開発に関し、アジア太平洋地域への輸出を視野に入れ、日露両国の企業や独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）により共同探鉱調査や共同生産等の取組が進んでいる。こうした中、エネルギー分野での互恵的協力の構築及び各国の民主化・市場経済化支援、極東開発への協力が重要である。
- ・ ロシアは、先進医療の整備を進めており、日本企業により画像診断セ

⁷ ミャンマー、ラオス、フィリピン等

ンターが建設される等、我が国との協力を推進している。

- ・ 小型風力発電の受注等、我が国が協力してロシアの地域開発と合わせた電力供給システムの整備を進めている。
- ・ 平成 25 年 4 月の「日露パートナーシップの発展に関する日本国総理大臣とロシア連邦大統領の共同声明」においては、エネルギーに加え、医療分野や運輸インフラ等に関する関係を強化することが表明された。
- ・ ウクライナ等は、穀物等の生産地として有力視されている。

〔対応方針〕

我が国への留学の魅力や我が国の大学等の優れた点について集中的に広報し、留学生の受入れを促進する。

地域の広大さに鑑み、モスクワだけでなく、我が国から地理的に近く、親日派・知日派の多い地域であるウラジオストクを中心とした極東地域からの留学生の受入れについても促進する。

- ・ ロシアから我が国への留学に係る関心が低いことから、本地域からの留学先の候補の一つとして我が国が挙げられるようにするため、我が国及び我が国の大学に関する情報を十分に提供する拠点を整備する必要がある。
- ・ 文部科学省が平成 26 年度から開始する予定の「大学の世界展開力強化事業」等と奨学金との連携を図ること等により、ロシア等と我が国の大学との国際交流プラットフォームを構築し、教育の質を確保しつつ、効果的な留学生の受入れの拡大を図る。
- ・ 日露首脳会談における合意を踏まえ、ロシアからの留学生数を平成 32 年（2020 年）までに平成 24 年比で 5 倍にすることを目指す。
- ・ 「日露パートナーシップの発展に関する日本国総理大臣とロシア連邦大統領の共同声明」を踏まえ、エネルギーに加え、医療分野や運輸インフラ等に関する分野の人材育成を図るため、工学及び医療等の分野を中心とした留学生の受入れを促進する。
- ・ ロシアにおける高等学校卒業までの年数が 11 年であり、我が国への留学に当たっては、1 年程度の準備教育が必要となるため、留学を希望する者にとって障害となる可能性がある。このため、十分な学力及び語学力等を有すると認められる者に対しては、我が国の大学等における飛び入学制度の活用を促進し、ロシアからの受入れを促進させる必要がある。
- ・ その他、上記の情勢に記載した内容を踏まえつつ、本地域との関係を構築するに当たり効果的な留学生の受入れを促進する。

③ アフリカ

〔情勢〕

- ・ アフリカの多くの国においては、旧宗主国との関係が依然として強い

状況にある。また、各国の債務状況に鑑み、融資の実施や円借款の実施が必ずしも容易ではないという情勢にある。

- ・ アフリカへ進出している日系企業数は、平成 24 年 7 月現在で約 410 社（延べ数）であり人口増加等により市場拡大の期待が高いが、アフリカ諸国の政治情勢や治安も影響し対応が遅れている。
- ・ 今後の実質 GDP 成長率は、アジアに次いでサブサハラ・アフリカが高くなるものと予測されている。
- ・ 豊富な資源（レアメタル、石油、天然ガス等）がある地域であり、資源開発及び関連インフラの整備が重要となっている。特に、南部アフリカ開発共同体（SADC⁸）のうち 11 か国においてレアメタル重点地域として JOGMEC がレアメタル等の共同調査を実施している。
- ・ 将来、液化天然ガス（LNG）を産出するモザンビークや鉱物資源が豊富なボツワナ等において JICA、JOGMEC と我が国の企業や大学等が連携し、人材育成という観点から様々な取組を実施している。
- ・ モザンビークについては、将来的に穀物等の生産地として有力視されている。
- ・ 感染症に関する我が国のアフリカ地域への貢献はアフリカ開発会議（TICAD）の際に授与される「野口英世アフリカ賞」によって広く認知されている。また、新興感染症等による現地への我が国の企業進出の際の健康危機管理の必要性の高まりに対応するためにも、感染症分野の人材育成が急務であり、我が国の支援が期待されている。
- ・ 我が国からの民間投資は急増⁹しているが、政治状況や社会的安定性について課題があり、いかに持続的な経済成長を実現するために支援を行っていくかが課題である。特に、複数国にまたがる道路・電力網等のインフラ整備の促進及び我が国産業の進出に向けた投資協定の締結、邦人の安全確保等安心して投資可能できる環境の整備が必要である。
- ・ 進出した我が国の企業からは現地での安全確保に加え、現地での有能な人材（技術者、管理者など）の確保や現地の行政サービスへの対応（行政手続の不透明な運用など）について我が国政府に支援を求める声が上がっている。
- ・ エジプト日本科学技術大学（E-JUST）やボルジュセドリア・テクノパーク（チュニジア）等、我が国の協力を得て設立・運営されている理工系の高等教育機関が存在し、我が国の技術に対する期待が高い。
- ・ 平成 25 年 6 月に開催された第 5 回アフリカ開発会議（TICADV）の「横浜宣言 2013」において、「人的インフラ」（産業人材育成）「知識インフラ」（科学技術）の整備が重点分野として位置付けられ、我が国の大学への留学等を通じた協力の推進が期待されている。

⁸ 加盟国は、タンザニア、ザンビア、ボツワナ、モザンビーク、アンゴラ、ジンバブエ、レソト、スワジランド、マラウイ、ナミビア、南アフリカ、モーリシャス、コンゴ民主共和国、マダガスカル（国内情勢により資格停止中）、セーシェル。

⁹ 日本の対アフリカ直接投資残高（5 か年平均）が、平成 14 年から平成 18 年の 17 億ドルから、平成 19 年から平成 23 年の 62 億ドルに増加している。

〔対応方針〕

アフリカは、サブサハラを中心に、今後大きな成長が期待できる一方、治安や病気等の不安が大きい地域である。今後、アフリカからの留学生を増やすに当たっては、アフリカ各国との関係で得られる成果を念頭に置きつつ、良好事例を創出し、我が国の大学等に情報を周知することで、留学生の受入れを促進する。

- ・ TICADVの安倍総理冒頭スピーチにおいて発表された「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ」(ABEイニシアティブ¹⁰)を踏まえ、我が国の企業の関心に基づく人材を育成する。
- ・ アフリカ諸国において必要となる人材の育成に我が国が貢献し、留学生の受入れについても積極的に推進する観点から我が国への留学を促進する拠点を整備する必要がある。
- ・ 我が国の企業からの関心を踏まえて、受入れ大学等の選定を行いつつ、既に取り組が進められている資源や、環境、医療等の分野における我が国の大学等の取組も通じ、優秀な外国人留学生を受け入れることを促進するとともに、帰国後、我が国で学修した経験を生かし、母国で活躍する者の増加を目指す。
- ・ 留学生の受入れを促進するに当たっては、JICAやJOGMEC等の政府関係機関が取り組んでいる状況を踏まえ、資源やエネルギー、インフラ整備等、現地に必要とされる人材を育成する観点を踏まえる必要がある。
- ・ 本地域の政府関係機関との関係を強化する観点から、ヤング・リーダーズ・プログラムにおいて南アフリカ以外のアフリカ諸国から政府関係者を受け入れることも検討する。
- ・ その他、上記の情勢に記載した内容を踏まえつつ、本地域との関係を構築するに当たり効果的な留学生の受入れを促進する。

④ 中東

〔情勢〕

- ・ 従来の政治課題（中東和平、イランの核問題等）に加え、平成23年初頭に発生した「アラブの春」やシリア情勢等による大変革期にあり、政治上不安定な国が多い。
- ・ 富裕層や中間層が育ってきており、市場規模も拡大しつつある。地理的距離の問題や文化の相違等によって日本企業の進出が遅れているが、資源国との関係強化に重点を置いた活動が行われている。
- ・ 中東地域は、所得水準の高い産油国から後発開発途上国、又は紛争後の復興期にある国まで、その経済状況は国により様々であるが、そのうち資源の豊富な産油国の多くは既にODAの対象から外れている。

¹⁰ 官民連携により日アフリカ・ビジネスの将来を担う若手の優秀なアフリカ人材を今後5年間で1,000人我が国に招へいし、我が国の大学への留学と日本企業でのインターン経験の機会を供与し、また、卒業生間のネットワーク構築を図ろうというもの。

- ・平成 25 年 4 月から 5 月にかけて安倍総理が訪問し、我が国と中東地域の関係を、従来の資源・エネルギーを中心とする関係を越えて、「安定と繁栄に向けた包括的パートナーシップ」に向けて抜本的に強化していくことを宣言した。文化・人的交流の面では、今後 5 年で中東からの留学生受入数を増やしていくことを発表している。
- ・我が国として資源確保の観点からエネルギー分野での互恵的関係を構築することが重要である。特に、資源開発では新たな権益を獲得するだけでなく、現在の権益を維持するために国を挙げて活動を行っていく必要がある。こうした中、イラクでは地質共同調査を、UAE では石油の回収技術向上や新たなビジネスモデルを確立するための石油以外の資源開発に JOGMEC が重点的に協力している。
- ・上下水道の敷設等のインフラ整備や医療に対する支援が求められている。
- ・UAE 及びトルコでは病院の建設等の医療インフラの整備が進められており、我が国の医療分野の協力が求められている。
- ・サウジアラビアや UAE は海外で高等教育を受けたテクノクラートが国政レベルでも活躍しており、こうした人材を育成することが将来において大きな影響力を有する可能性がある。なお、平成 25 年 6 月現在、UAE のエネルギー大臣は JOGMEC の元研修生である。
- ・トルコでは安倍総理の平成 25 年 5 月及び 10 月の 2 度にわたるトルコ訪問において、将来の同国での原子力発電所の建設を見据え、原子力分野の専門家育成を含む両国の教育協力の強化を目的とした科学技術に関する共同の国際大学を設立することが首脳間で合意、確認されている。
- ・イスラエルにおいては、少ない資源、緊張した隣国との関係という状況がある一方、それを克服すべく、政府による起業家支援プログラム、ベンチャーキャピタルへの投資プログラムを通じ起業文化が醸成され、“Start-up Nation”として世界から注目を集めている。
- ・また、イスラエルと我が国において、平成 20 年に「ライフサイエンス」分野における共同ファンディングによる研究交流の実施が合意され、幹細胞や脳についての共同研究が行われている。

〔対応方針〕

我が国への留学の魅力や我が国の大学等の優れた点について集中的に広報し、留学生の受入れを促進する。

中東各国が用意する政府派遣奨学金を積極的に利用できるような環境整備を図る。

- ・中東における我が国への留学については、近年関心が高まっているが、我が国の大学等の情報が十分周知されていない状況にある。このため、特に、中東政府派遣奨学金が利用可能となるよう我が国の大学等が当該奨学金対象リストに掲載されるようにするなど対策を講ずる必要

がある。

- ・ 総理が発表した「安定と繁栄に向けた包括的パートナーシップ」を踏まえ、我が国と中東地域の関係を、従来の資源・エネルギーを中心とする関係を越えて、今後5年で中東からの留学生受入数を増やしていくことを目指す。
- ・ その他、上記の情勢に記載した内容を踏まえつつ、本地域との関係を構築するに当たり効果的な留学生の受入れを促進する。

⑤ 南西アジア

〔情勢〕

- ・ 南西アジアは、約16億の巨大な域内人口を擁し、地政学的要衝に位置し、多くの国が高い経済成長を続けている。
- ・ 一定数程度の富裕層や中間層が育ってきており、市場規模も拡大しつつある。地理的距離の問題や文化の相違等によって日本企業の進出は後れているが、資源国との関係強化に重点を置いた活動が行われている。
- ・ インドに対し、地域開発計画への協力、工業団地整備のための州政府との協議、進出拠点整備としてのデリー＝ムンバイ間産業大動脈の整備（電力の安定供給確保も含む）、高速鉄道の整備、病院新築・改築需要の大きい地域（都市近郊）への医療機器・サービス・システムの一体的展開等の支援をしており、一定地域に支援を集中させて企業の進出拠点を形成するための取組が行われている。
- ・ インドにおいては、現地財閥が大きな影響力を持っているが、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）が、現地財閥との連携を強化しつつ、エネルギー、自動車分野におけるビジネスマッチングを行っている。
- ・ 当該地域の多くには、宗主国との関係が根強く残っており、我が国の大学の情報が少ないこともあり、我が国への留学に関する関心はそれほど高くない。インドにおいては、現地の高等教育機関が量的に不足していること等を背景として、海外留学の必要性は極めて高い状態にある一方で、我が国への留学に関しては、欧米への留学と比較して情報を得られる機会が限られている。

〔対応方針〕

企業の進出拠点多く形成されるインドを中心として、在外公館や我が国の関係機関と連携し、我が国への留学の魅力や我が国の大学等の優れた点について集中的に広報し、留学生の受入れを促進する。

- ・ 南西アジアについては、使用言語や旧宗主国の影響等により、我が国への留学者数が少ない。まずは、当該地域からの留学先の候補の一つとして我が国が挙げられるようにするため、我が国及び我が国の大学

等に関する情報を十分に提供する必要がある。

- ・ 情報提供に当たっては、現地の学生等に受け入れられやすい英語で学修できる我が国の大学等の取組を周知するとともに、デリー等の日本語教育が盛んな都市を中心に進めるといった地域の特性を考慮した対応が重要である。
- ・ 文部科学省が平成 26 年度から開始する予定の「大学の世界展開力強化事業」等と奨学金との連携を図ること等により、インド等と我が国の大学との国際交流プラットフォームを構築し、教育の質を確保しつつ、効果的な留学生の受入れの拡大を図る。
- ・ その他、上記の情勢に記載した内容を踏まえつつ、本地域との関係を構築するに当たり効果的な留学生の受入れを促進する。

⑥ 東アジア

〔情勢〕

- ・ モンゴルに対し平成 25 年 3 月「エルチ・イニシアティブ」として発電所効率向上のための円借款の供与、ウランバートル市内の大気汚染改善の技術協力、タバントルゴイ炭田開発への日本企業の参画、工学系高等教育機関の機能強化と我が国への留学を通じたモンゴル国の産業人材育成への協力等の可能性を安倍総理が表明した。
- ・ また、同年 9 月に日モンゴル両首脳は共同声明を発出し、「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」を策定し、文化・人的交流分野における関係を拡大すること等を表明した。
- ・ モンゴルには、平成 25 年 6 月現在、3 名の国政レベル（鉱業大臣、教育・科学大臣、国家大会議議員）の帰国留学生、1 名の行政官のトップ（鉱業省事務次官）となった帰国留学生がいるほか、産官学各界で帰国留学生が活躍している。

〔対応方針〕

東アジアの中でも、我が国との関係が強く親日国であり、資源確保の観点からも関係を強化することが重要なモンゴルを中心として、留学生の受入れを促進する。

- ・ モンゴルについては、帰国留学生が国の要職に就任していることを踏まえ、日モンゴルの一層の関係強化に資するため、行政官等を含む留学生も含め、受入れに積極的に取り組む。また、「エルチ・イニシアティブ」や「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」で示された人的交流の拡大を図る観点から、特に、モンゴルで必要の高い工学分野を中心とした留学生の受入れに取り組む。
- ・ その他、上記の情勢に記載した内容を踏まえつつ、本地域との関係を構築するに当たり効果的な留学生の受入れを促進する。

⑦ 南米

〔情勢〕

- ・ 南米諸国の多くは安定した経済成長を続けており、ODA の対象国の中では平均所得の水準が比較的高い。
- ・ 南米にも資源を有する国が存在し、中でもボリビアのリチウムについては JOGMEC をはじめとする我が国の大学、民間企業等が開発支援、共同調査、研究を進めている。
- ・ 今後発展が見込まれる分野としては、ブラジルで進められている大水深油田開発があり、それに必要な技術の開発に関する協力を我が国の政府関係機関が実施している。
- ・ ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイについては穀物等の生産地として有力視されている。
- ・ ブラジルにおいては、ブラジル政府が「国境なき科学」計画に基づき 10 万人の理工系学生等を諸外国へ送り出す政策を進めている。

〔対応方針〕

南米は、我が国の高い技術に対する関心が高く、我が国にとっても、資源の確保と質の高い人材の受入れが重要であることから、主に工学及び農学分野の留学生の受入れを促進する。

- ・ ブラジルについては、以前から我が国とのつながりが強く、日系企業も数多く進出していることから、我が国の技術を学び、日系企業で活躍できる人材や我が国とブラジルの架け橋となる人材を育成する必要がある。
- ・ ブラジル政府による派遣奨学金も活用し、ブラジルからの理工学分野の学生等の積極的な受入れに協力する。また、その他の国についても、それぞれの政府派遣奨学金を活用した積極的な受入れに努める。
- ・ その他、上記の情勢に記載した内容を踏まえつつ、本地域との関係を構築するに当たり効果的な留学生の受入れを促進する。

⑧ 米国

〔情勢〕

- ・ 平成 25 年 6 月に日米文化教育交流会議（カルコン）¹¹の教育タスクフォースにおいて、「2020 年までに日米双方の留学生交流数を倍増」することが、目標として掲げられ、それを実現するための提言を内容とする報告書が取りまとめられた。今後、これを実現するための取組を進めていく必要がある。
- ・ 世界トップレベルの大学を有しており、質の高い学生が集まる環境が整っている。

¹¹ カルコンは、日米の有識者が両国間の文化・教育交流に関する諸問題を討議し、両国政府並びに社会に対して必要な施策の提言・勧告を行うことを目的として、昭和 36 年（1961 年）6 月、当時の池田総理とケネディ大統領の共同声明に基づき発足した。

〔対応方針〕

学事暦の柔軟化や大学間交流協定の締結促進により、短期の留学生の受入れを中心に、受入数を増加させる。

- ・ 我が国以上に、既に高等教育が発展している米国からの留学生を増加させるためには、米国の学生等を引きつけることができる短期プログラム等を充実させる必要がある。
- ・ 米国では、政治力、経済力、大学の質に関する優位性等により、世界各国の「頭脳」（世界トップレベルの学生）が流入しており、こうした頭脳を我が国に呼び込むことも重要な視点である。このため、我が国の事情をよく知る米国の大学教授や我が国からの企業留学生等に協力を要請し、米国におけるトップレベルの大学に留学している「頭脳」（外国人）を我が国に再留学させる、例えば、「ジャパンイニシアティブ（仮称）」と言えるような取組を進めることも検討する必要がある。
- ・ 文部科学省が実施する「大学の世界展開力強化事業」等と奨学金との連携を図ること等により、米国と我が国の大学との国際交流プラットフォームを構築し、教育の質を確保しつつ、効果的な留学生の受入れの拡大を図る。

⑨ 中東欧

〔情勢〕

- ・ ポーランド共和国、チェコ共和国、スロバキア共和国及びハンガリー（V4）に関し、平成 25 年 6 月、「V4+域外国」の首脳会合としてはアジア初の「V4+日本」首脳会合が開催され、共同声明において、人的交流促進のため平成 26 年を「V4+日本」交流年とすることが、安全保障、経済、科学技術、イノベーション分野における協力の強化とともに示されている。
- ・ 平成 25 年 11 月には、「日本とハンガリーとの共同声明 21 世紀における新たなパートナーシップ」において、経済交流の更なる促進に加え、未来を築く若い世代の交流に取り組むことが表明された。

〔対応方針〕

政府間の声明を踏まえた人的交流の強化を図る。

- ・ 上記の情勢に記載した内容を踏まえつつ、本地域との関係を構築するに当たり効果的な留学生の受入れを促進する。

4. 戦略を実現するための具体的な方策

前述のような分野や地域の特性に対応した戦略的な外国人留学生の受入れを実現するためには、我が国への留学の「入り口」から「出口」までの具体的な方策についても戦略を立てる必要がある。それぞれの段階において、きめ細かい対応を図るとともに、分野や地域の特性を踏まえ、優先順位を決めて受入れを行う必要がある。既存の外国人留学生の受入れ施策の充実に加え、以下の施策に重点的に取り組む必要がある。

具体的には、「留学生 30 万人計画」を実現するため、奨学金による受入れ促進だけでなく、海外拠点の強化による戦略的な外国人留学生の選抜、現在概算要求中の「スーパーグローバル大学事業」や「大学の世界展開力強化事業」等の国の事業の採択大学をリーディングケースとした我が国の大学における受入れ基盤の強化促進、外国人留学生のための宿舍整備、留学後のキャリアパスの明確化による我が国への留学の魅力増進によって、外国人留学生の受入れに対する具体的な取組を進める必要がある。

(1) 戦略的な外国人留学生の受入れ

(留学コーディネーターの配置)

優秀な外国人留学生を我が国に数多く受け入れるため、在外公館や我が国の政府機関の海外事務所、各大学が設置する海外拠点と連携協力し、現地での情報収集を強化するとともに、現地の優秀な高等学校との連携を強化するなど、現地の学校その他の関係機関とのネットワークを構築する。

また、こうしたネットワークを活用し、現地の生徒などに我が国の魅力、我が国への留学の魅力を伝え、日本留学への関心を高めるとともに、現地において学生等の入学を許可する方策を構築する。

諸外国ではこうしたことを行う組織体制の整備が先んじて進んでおり（表 2）、我が国もこれに追いつくため、早急にこうした体制を整えていく必要がある。

米国	・ Education USA (173 か国 400 都市以上)
英国	・ British Council (110 か国 197 都市)
ドイツ	・ ドイツ学術交流会 (DAAD) (14 か国 14 都市) ・ ドイツ学術交流会 (DAAD) 情報センター (47 か国 50 都市)
フランス	・ Campus France (97 か国 155 都市)
オーストラリア	・ IDP (27 か国 60 か所)
中国	・ 孔子学院 (104 か国・地域 826 拠点)
韓国	・ 在外韓国大使館韓国教育院 (14 か国 38 か所)
日本	・ 日本学生支援機構日本国際教育交流情報センター (4 か国 4 都市)

表 2. 各国における留学促進関連機関(海外拠点)

このため、その足がかりとして、本検討会で選定した重点地域等において、様々な機関の垣根を越え、オールジャパンで日本留学を促進するため、司塔となる留学コーディネーターを配置する。

(我が国の大学の国際展開の促進)

優秀な外国人留学生を獲得するためには、海外拠点の活用など海外での教育活動の展開促進や海外キャンパス制度の活用促進などにより、我が国の大学の授業を体験する機会を提供したり、一部の授業科目について来日前に海外拠点で教育を行ったりすることで来日後の学修の円滑化を図るなど、我が国の大学の積極的な国際展開の促進を図ることが必要である。

(アカデミックパスの工夫)

高等専門学校については、そこで修得する知識・技能については、諸外国から非常に高く評価されている。他方で日本国内に閉じたプロセスを踏まなければ、学位が取得できないことが、学位取得を希望する留学生の高等専門学校への留学について大きな阻害要因となっている。このため、特に学位取得を目指す外国人留学生について、高等専門学校に留学後、大学に編入学するコースを設定するなどアカデミックパスを準備することが必要である。現在、国費外国人留学生制度においては高等専門学校の留学生のうち、特に優秀な者については、大学学部への編入学を認める仕組みがあるが、このような仕組みの活用の促進を図るなど、日本留学への魅力を高める支援の在り方を検討する。

(2) 奨学金の充実と運用改善（戦略枠の設定等）

優秀な外国人留学生を受け入れるためには、国費外国人留学生制度の充実を図るとともに、これまで実施してきた教育上、外交上の目的に加え、重点地域に焦点を当てた戦略枠を設定する。

また、従来実施してきた文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度については、予約権付採用枠を拡大し、訪日前に日本国内の大学等の入学許可が得られた生徒等のうち、より多くの優秀な者に対し、あらかじめ当該学習奨励費の給付決定ができるよう、現行制度の運用の改善を図る。

(3) 外国語で単位や学位が取得できる環境の整備促進

我が国への留学に関し、日本語が留学の阻害要因となっている地域もあり、そのため国際的言語である英語圏の大学に有為な人材が流出しているとの指摘がある。このため、英語等の外国語のみで単位や学位が取得できるコースや日本文化や我が国の歴史を英語で学ぶコースを充実させるとともに、優秀な外国人教員の積極的な採用や海外大学との連携による教育展開を更に進めるべく、現在概算要求中の「スーパーグローバル大学事業」や「大学の世界展開力強化事業」等による大学の国際化を徹底して進め、我が国に留学しやすい環境を整える。

(4) 地域と連携した外国人留学生の生活支援

外国人留学生が知日派として将来の我が国の成長に貢献する役割を果たすためには、我が国において学修するのみならず、我が国の文化や慣習等についての理解を深める必要がある。このため、外国人留学生が日本人学生や地域住民と交流できる機会を提供するとともに、大学等のキャンパス内だけでなく留学生宿舎等も活用しつつ、地域の中に居住する場や機会を設けることも重要である。このため、大学等を始め、日本学生支援機構、地方公共団体、企業、各種民間団体など幅広い関係者が一体となり、地域の特性を生かした留学生の生活支援等を行う取組を一層充実させる。

(5) 我が国で学修した外国人留学生への対応 (帰国した外国人留学生のフォローアップ)

我が国において学修した外国人留学生は、我が国にとっての大きな資産であり、こうした知日派人材を我が国の国益に資するよう活用していく必要がある。このため、外務省等と連携し、各国に存在する帰国留学生会の機能を生かし、今までに各国において有力者となった人物の把握等のフォローアップを実施する必要がある。また、把握した情報を、関係省庁と共有し、教育・研究、外交、経済等、様々な場面においてその人的つながりを活用していく。

また、こうした結束を強くするためにも、帰国留学生にとって我が国への留学の成果がその後生かされた良好事例（グッドプラクティス）を多く生み出す必要がある。このため、例えば、帰国留学生については、帰国後、在外公館において、現地日系企業も招いたレセプションを開催する等、当該国における帰国留学生のプレゼンスを高め、将来につながる機会の充実を図る。

帰国留学生、現在我が国で学修している外国人留学生、今後、日本留学を考えている外国人学生等や我が国の政府や関係機関、企業等様々な関係者の間で情報交換等を行い、持続して我が国との「つながり」を持ち、また日本留学への関心が継続的に高められる機会を創出するため、海外での日本留学生同窓会等の設置を目指すほか、ソーシャルネットワーキングサービスを活用し、オンラインコミュニティを形成する。

(我が国等で就職を希望する外国人留学生の支援)

我が国に留学した外国人留学生の大半は我が国での就職を希望している。また近年日本企業においても海外展開や海外支社の強化を視野に入れ、外国人留学生の雇用を増やす動きがある。このため、外国人留学生が日本企業や海外にある日系企業での就職がしやすくなるよう、例えば、我が国の大学等を紹介する留学フェアに日本企業や海外にある日系企業も参加を促すことや、学生の休暇期間を活用した地方の企業等におけるインターンシップの実施等、大学、企業、経済団体及びその他民間団体等が協力した取組を進める。

既に日本企業等で活躍している元外国人留学生の協力を得て、卒業後の内外のキャリアパスを示し、日本留学への関心を高める取組を進める。

我が国での就職を希望する外国人留学生の中には、将来にわたって就労したい者と一定の期間経験を重ね、将来は母国等でその経験を生かし活躍する

ことを希望する者等多様な留学生が存在する。こうした外国人留学生の就労に関する目的や意識を調査し、それに対応した取組を進める。

また、高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度における日本留学経験の評価ポイントが引き上げられたことを踏まえ、当該制度を活用した外国人留学生の就職がより促進されるような取組を進める。

おわりに

本報告書は、外国人留学生の受入れに関し、分野や地域に着目して検討した戦略であり、ここまで具体的に整理したものは初めてと言ってよいものである。

このたびこうした検討を行った背景には、大学の国際化、学生交流の拡大、国際市場の拡大等、急速な社会のグローバル化と新興国の急速な発展により、待っているだけでは優秀な外国人留学生が我が国に来訪する状況ではなくなっている中、我が国の外国人留学生の受入れ政策について、我が国としての在り方を明確化する必要が高まったことが挙げられる。

本検討会での検討に当たり、特に意識したことは、「はじめに」にも記載したとおり、従来の国費外国人留学生制度に代表される ODA としての受入れ概念から脱却した戦略を練ることである。「留学生 30 万人計画」の実現を図るためには、単なる ODA 的施策だけでは不十分であり、日本留学の魅力を広めつつ、いかに諸外国の強みを我が国に引き入れるかが大きなポイントとなる。

このため、本報告書をまとめるに当たっては、「我が国の成長」という観点から、教育・研究面、外交面だけでなく、経済面や政府関係機関等の取組との連携等においてどうあるべきかについて特に焦点を当て、重点を置くべき分野や地域を検討した。

本報告書を踏まえ、大学等においても従来の ODA 的な考え方から脱却し、自らの教育・研究等の質の高さによって留学生を獲得していくことを基本的な理念としつつ、現地で優秀な外国人留学生を確保する仕組みを構築すること、産業界からの協力を得つつ、国内外でのインターンシップを推進する等日本国内又は海外の日系企業等で活躍する環境を整えることといった「攻め」の取組を進めていただくことを切に願っている。

また、本報告書に具体的に記載した対応方針は、政府だけで実現できるものではない。本報告書を踏まえ、政府は必要な施策を実施するための予算確保や取組状況のフォローアップ等に努めることは当然であるが、各大学や高等専門学校等がより魅力ある教育・研究活動を実施するとともに、主体的に外国人留学生の受入れ戦略を検討し、また、産業界も外国人留学生のインターンシップに積極的に協力することが極めて重要である。外国人留学生の受入れに関しては、是非、政府、大学、産業界が有機的に連携して取り組むことを期待する。

(参考)

戦略的な留学生交流の推進に関する検討会の開催について

平成 25 年 3 月 19 日
高等教育局長決定

1. 趣旨

文部科学省の行う留学生交流に係る受入れ・派遣の各施策に関し、現下及び今後の社会情勢等を勘案しつつ、国・地域別の重要性について整理する。また、必要に応じて戦略的な留学生の受入れ・派遣を推進するための意見交換を行う。

この検討に当たり、有識者で構成される会議（以下、「検討会」という。）を以下の要領にて開催する。

2. 検討事項

- ① 国費外国人留学生（大使館推薦，大学推薦等），留学生交流支援制度（短期受入れ）として戦略的に採用すべき国・地域
- ② 外国政府派遣留学生の派遣状況を勘案しつつ，戦略的に受け入れる国・地域
- ③ 留学生交流支援制度（短期派遣）として戦略的に採用すべき国・地域
- ④ その他留学生戦略に関すること

3. 構成及び運営

- ① 検討会は別に定める有識者等の協力を得て、「2. 検討事項」について検討する。
- ② 検討会に主査を置き，ワーキンググループに属する委員の互選により選任する。
- ③ 検討会の運営に関する事項及びその他必要な事項は，検討会において定める。

4. 設置期間

平成 25 年 3 月 26 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

5. 庶務

会議に関する庶務は，高等教育局学生・留学生課において処理する。

戦略的な留学生交流の推進に関する検討会 構成員

(平成 25 年 12 月 16 日現在)

主 査	木村 孟	東京都教育委員会委員長
	江藤 一洋	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
	大島 美穂	津田塾大学学芸学部国際関係学科教授
	須齋 正幸	長崎大学副学長・経済学部教授
	角南 篤	政策研究大学院大学准教授
	多田 幸雄	株式会社双日総合研究所代表取締役社長
	谷口 吉弘	平安女学院大学副学長・特任教授
	前原 金一	経済同友会副代表幹事・専務理事
	宮本 雄二	宮本アジア研究所代表

(五十音順)

本検討会の開催実績

【第1回】(平成25年3月26日(火))

- ・戦略的な留学生交流の推進に関する検討会の運営について
- ・文部科学省における留学生交流の現状について

【第2回】(平成25年4月19日(金))

- ・外務省，独立行政法人国際協力機構（JICA）からのヒアリング（ODA関係）

【第3回】(平成25年5月20日(月))

- ・経済産業省からのヒアリング（貿易・企業進出関係）

【第4回】(平成25年6月20日(木))

- ・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）からのヒアリング（資源関係）
- ・中間まとめ骨子案の検討

【第5回】(平成25年7月8日(月))

- ・一般社団法人日本経済団体連合会からのヒアリング（経済・企業関係）
- ・中間まとめ案の検討

【第6回】(平成25年7月29日(月))

- ・谷口委員からの発表
- ・中間まとめ案の検討及び取りまとめ

【第7回】(平成25年8月19日(月))

- ・農林水産省（農業関係），環境省（環境関係）からのヒアリング

【第8回】(平成25年9月30日(月))

- ・法務省からのヒアリング（入国管理関係）

【第9回】(平成25年11月22日(金))

- ・分野別ヒアリング①（工学，法学）
- ・最終まとめに向けた主な論点（案）

【第10回】(平成25年11月26日(火))

- ・分野別ヒアリング②（医療，農学）
- ・最終まとめ案の検討

【第11回】(平成25年12月16日(月))

- ・報告書案の検討及びとりまとめ